

令和5年度小樽市食品衛生監視指導計画（案）の概要

I. 目的

本計画は、市内で製造、加工又は流通する食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の食生活の安全を確保するため、本市の実情にあった効果的な事業者等への監視指導に関する計画を策定するものです。

II. 計画策定の趣旨

食品衛生法第24条により、都道府県等は「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、食品衛生に関する監視指導等について地域の実情にあった計画を策定し、これにより、重点的、効率的かつ効果的に監視指導を実施するものです。（本市は保健所設置市であるため、都道府県等に含まれます。）

なお、本計画は新型コロナウイルス感染症の発生状況により、適宜内容を変更します。

III. 監視指導計画の期間・範囲

実施期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、実施範囲は小樽市内とします。

IV. 根拠法令

食品衛生法、食品表示法等に基づいて監視指導を実施します。

V. 実施体制

実施主体は保健所生活衛生課とします。監視指導計画の策定、食品等事業者への指導等は食品衛生グループが担当し、食品等の検査は試験検査グループが担当します。

VI. 主な実施内容

1. 広域的な食中毒事案等における関係機関との広域連携
2. 営業許可等施設への監視指導
3. アニサキスやノロウイルスなどによる食中毒予防等における重点的な監視指導
4. HACCPに沿った衛生管理の制度化等食品衛生法改正に関する事業者への周知及び支援
5. うに加工施設、海水浴場、観光地施設、給食施設等への継続的な監視指導
6. 市内で製造された食品等における収去検査
7. 食中毒警報の発令、食品安全情報等についての情報発信
8. 事業者自らが実施する衛生管理の推進
9. 事業者、職員の人材の資質の向上及び検査体制の信頼性確保

VII. 実施結果の公表

事業年度が終了した翌年度6月までに前年度監視指導結果を公表します。

<問合せ先>

小樽市保健所生活衛生課食品衛生グループ 電話 0134-22-3118 FAX 0134-22-1469